

令和5年度第7回香川地方最低賃金審議会議事録

令和6年3月15日(金)

香川労働局第1会議室

出席者 公益側 東、春日川、高塚、元木
労働者側 立石、土田、中村、三屋
使用者側 井出、奥田、白石、棚次、渡部

- 議 題 (1)「香川地方最低賃金審議会運営規程」等の改正について
(2) 令和6年度特定最低賃金の新設、廃止及び改正の申出の意向確認について
(3)「令和6年度最低賃金の審議の進め方等について(案)」について
(4) その他

○賃金室長

それでは、定刻になりましたので、ただ今から、今年度最後になります令和5年度第7回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日は柴田会長、廣瀬委員が欠席されております。高塚委員は少し遅れて来るということでございますけれども、現時点で12名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本日、傍聴人はおりません。

それでは、資料のご確認をお願いいたします。

最初に、一番上が会議次第になっております資料についてご説明をいたします。

1 ページの資料 No. 1 でございますけれども第 55 期香川地方最低賃金審議会委員名簿。

続きまして資料 No. 2、3 ページでございますが、香川地方最低賃金審議会運営規程（案）でございます。

資料 No. 3、7 ページでございますけれども、香川地方最低賃金審議会会議公開要綱（案）でございます。

続きまして資料 No. 4 - 1、9 ページでございますが、特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明（件名：香川県冷凍調理食品製造業最低賃金）。

続きまして資料 No. 4 - 2、11 ページでございますけれども、特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明（件名：香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金）。

続きまして資料 No. 4 - 3、13 ページでございます。特定（産業別）最低賃金の改定に関わる意向表明（件名：香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金）。

（高塚委員が会場に到着）

○賃金室長

高塚委員がご着席されるまで説明を中断いたします。

（高塚委員が着席）

○賃金室長

説明を再開します。

資料 No. 4 - 4、15 ページでございます。特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明（件名：香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金）。

続きまして資料 No. 5、17 ページでございます。令和 6 年度最低賃金の審議の進め方等について（案）。

続きまして資料 No. 6、19 ページでございます。現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について（答申）。

資料 No. 7 でございます。27 ページをご覧ください。特定最低賃金の適用事業場数及び適用労働者数でございます。

続きまして資料 No. 8、29 ページでございます。令和 6 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表（地域別最低賃金の場合）。

続きまして資料 No. 9、33 ページでございます。令和 6 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表（特定（産業別）最低賃金の場合）。

資料 No. 10 でございます。37 ページをご覧ください。令和 5 年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況でございます。

このほか、本日追加で資料を配付いたしておりますけれども、「日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて」という資料と、「香川県の最低賃金」の 2 枚でございます。

不足等はございませんでしょうか。

次に、配付資料に誤植がございまして、資料 No. 10 の 37 ページのところをご覧ください。

37 ページの香川地方最低賃金審議会の、開催月日と主な議題と書いているところで、令和 5 年 8 月 23 日の欄に⑥と記載しておりますが、正しくは⑤となります。

また、本日の令和 6 年 3 月 15 日の欄にも⑥と記載しておりますが、正しくは⑦でございますので、訂正願います。

続きまして、事務局よりご報告がございました。

資料 No. 1 をご覧ください。第 55 期香川地方最低賃金審議会委員名簿でございます。

まず、労働者代表の立石委員の役職名ですが、副事務局長から事務局長に変わりましたので、役職名を事務局長に変更しました。

また、使用者代表委員の交代がございました。令和 6 年 1 月 1 日付で、香川県経営者協会の専務理事、事務局長の白石幸一委員を任命いたしました。

白石委員、ご挨拶をお願いいたします。

○白石委員

白石と申します。前任の窪田が退職いたしまして、私が後任としてまいりました。よろしくをお願いいたします。

○賃金室長

ありがとうございます。事務局からの報告は以上でございます。

本日は柴田会長が欠席でございますので、東会長代理に、議事の進行をお願いいたします。

東会長代理、よろしくをお願いいたします。

○東会長代理

東でございます。よろしくをお願いいたします。

本日の会議次第は、お手元のとおりでございます。

まず、議題（1）の「香川地方最低賃金審議会運営規程」等の改正について、でございます。事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

はい。それでは規程の改正についてご説明いたします。これより着座にてご説明をさせていただきます。

まず規程の改正についてご説明いたします。3 ページの資料 No. 2 「香川地方最低賃金審議会運営規程（案）」をご覧ください。

香川地方最低賃金審議会運営規程第7条、4 ページのところになりますけれども、こちらの議事録の作成に係る規程の改正についてご説明をいたします。

これまで議事録につきましては会長及び会長の指名した委員 2 人に確認をしていただいておりますが、これを廃止いたしまして、議事録（案）を全委員にメール送信をいたしますとともに、発言された委員より修正箇所があれば、修正箇所と修正内容をご連絡いただきまして、ご連絡いただいた内容で修正をした上で議事録を作成して、作成した議事録を全委員にメール送信するという方法に変えるというものでございます。

なお、本審は全部公開ということでございますので、議事録は従来どおり全部公開となります。

これに伴いまして、第7条で「会議の議事については、議事録を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員 2 人が確認するものとする。」と規定されているものを「会議の議事については、議事録を作成するものとする。」としております。

つきましては、議事録確認委員による議事録の確認を廃止することに伴います改正について、ご審議をいただきたいと思います。

続きまして、7 ページの資料 No. 3 「香川地方最低賃金審議会会議公開要綱（案）」をご覧ください。第3条「公開の掲示」及び第4条「傍聴の申込」の規程の改正でございます。

第3条の「公開の掲示」は、「公開する審議会等の開催日時、場所及び傍聴人の募集については審議会等の開催日の 14 日前に香川労働局において掲示する。」こととなっておりますが、審議の状況によっては必ずしも 14 日前に掲示できない場合があることから、「原則 14 日前」として「審議会の日程により異なる場合もある。」

と規定して掲示は必ずしも 14 日前でなくても良いような内容としております。

また、第 4 条の「傍聴の申込」は、「審議会の傍聴を希望する者は、審議会等の開催日の 6 日前までにはがき又は電子メールにより労働基準部賃金室あてに申込むものとする。」こととなっておりますが、審議の状況により、公開の掲示が審議会等の開催日の 6 日前よりも短い日数となる場合もあり得ることから、「原則 6 日前」として「審議会の日程により異なる場合もある。」と規定して審議会の日程によっては申込みの期限を 6 日より短い期限に設定できるような内容としております。

つきましては、第 3 条「公開の掲示」及び第 4 条「傍聴の申込」の規程改正について、ご審議いただきたいと思っております。

○東会長代理

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見ご質問等はございましょうか。

○元木委員

先ほどの説明で資料 2 の第 7 条の改正内容が、「議事録を作成するものとする。」と説明があったのですが。

○賃金室長

正しくは「作成する。」でございます。

○元木委員

資料 2 のとおりですね。

○賃金室長

資料 2 のとおりでございます。申し訳ございません。

○東会長代理

他は特によろしいですか。

それでは、香川地方最低賃金審議会運営規程（案）につきましては、その（案）を取っていただきまして、本日から施行することといたします。

次に、議題（２）の令和６年度特定最低賃金の新設、廃止及び改正の申出の意向確認について」に移ります。このことにつきまして、労使各側より新設、廃止及び改正の申出の意向をお伺いしたいと思っておりますが、まず資料について、事務局から説明をお願いします。

○賃金係長

はい。特定最低賃金につきましては、次年度において新設、廃止及び改正の申出を行う業種について、この時期にその意向の有無を審議会において確認することとしております。

現在、香川県において設定しております４業種の特定最賃のすべてにつきまして、労働者側から文書により改正申出の意向表明がなされております。

資料の No. 4 - 1 から No. 4 - 4 に、意向表明の写しを添付しておりますが、４業種とも金額のみの改正申出の意向ということでございます。

意向表明には、「当該最低賃金の適用労働者数の３分の１以上の合意を得て申出することとしている」とありますように、「基幹的労働者の概ね３分の１以上のものの合意による申出」という改正の申し出要件があります。

27 ページの資料 No. 7 「特定最低賃金の適用事業場数及び適用労働者数（令和５年 12 月 1 日現在）の表の「適用労働者数（基幹的労働者）」の欄をご覧ください。この欄の人数は、各特定最低賃金の対象業種ごとの基幹的労働者数でございます、この表の右端の

欄の労働者数から適用除外労働者数を引いた人数となっております。

改正の申し出の要件として先ほどご説明しましたとおり、各申出者が代表する基幹的労働者の人数は、各特定最低賃金対象業種ごとの基幹的労働者数の概ね3分の1以上のものの合意が必要となりますが、冷凍調理食品製造業は、令和4年度、令和5年度と改正の申出はございましたけれども、申出者が代表する基幹的労働者数が令和4年度、令和5年度ともそれぞれの年度の基幹的労働者数の3分の1に満たなかったため、令和4年度、令和5年度とも改正諮問はございませんでした。

このため、令和4年10月1日以降、冷凍調理食品製造業の特定最低賃金の時間額より香川県最低賃金の時間額が上回ることとなり、令和5年10月1日以降は、香川県最低賃金の時間額918円が適用されています。

なお、機械と電気につきましては、令和5年度は40円引上げとなり、機械は時間額1,040円、電気は時間額982円、船舶は38円の引上げとなり時間額1,041円となり、引上げ率は機械が4.0%、船舶が3.79%、電気が4.25%となっています。

○東会長代理

ありがとうございます。労働者側は、来年度の特定最低賃金に関して、金額の改正申出の意向ありということですが、補足して何かご意見等ございましたらお願いいたします。

○立石委員

特にありません。

○東会長代理

続きまして使用者側の意向をお伺いします。

特定最低賃金につきまして、新設、廃止及び改正についての申出の予定はございますでしょうか。

○白石委員

特にございません。

○東会長代理

ありがとうございました。

それでは、現行の4つの特定最低賃金について、令和6年度は、労働者側より金額のみの改正の申出予定がある旨確認いたしました。が、よろしいでしょうか。

(各委員より「異議なし」の声あり。)

○東会長代理

ありがとうございました。それでは、次年度の特定最低賃金の審議に向けまして、今後、関係労使当事者間で話し合うなど、意思疎通を図っていただくようお願いいたします。

ご承知のとおり、特定最低賃金は労使のイニシアチブにより設定されるものでありまして、労使が歩み寄り、双方ご納得の上で決定されることが求められているということでございますので、次年度における円滑な審議のため、この点につきまして、公益代表として、改めてお願いしておきたいと思っております。

事務局より、次年度の特定最低賃金の申出にかかる留意点について、説明をお願いいたします。

○賃金係長

はい。「令和6年度特定最低賃金の改正に関する申出の意向」の確認がございましたので、改めまして27ページの資料No.7「特定

最低賃金の適用事業場数及び適用労働者数（令和5年12月1日現在）」の適用労働者数（基幹的労働者）の欄をご覧ください。

先ほども申し上げましたとおり、改正の申出要件に基幹的労働者の概ね3分の1以上のものの合意による申出」という要件がございます。

この要件には、原則この数字を使用することといたしておりますので、特定最低賃金の申出をされる団体へお知らせいただきますようお願いいたします。

この表につきましては、本省から指定された方法により、原則として「令和5年最低賃金に関する基礎調査」で使用した令和3年経済センサス—活動調査を基礎とした「都道府県、産業分類、常用雇用者規模別事業所数及び労働者数表（事業所母集団DB（令和3年次フレーム）による集計（「令和3年センサス」と言います。）を基礎資料として、令和5年12月1日までの変動を補正して算出したものです。

なお、特定最低賃金の改正に関する申出書の提出時期ですが、例年、7月上旬を目途にご提出いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日追加で配付しております資料の「日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて」をご覧ください。

日本標準産業分類の改定が告示されており、令和6年4月1日より施行予定となっております。

香川県の特定最低賃金で改定の影響を受けるものとしましては、カンマの読点への修正でございます。資料の「香川県の最低賃金」をご覧ください。

現在は、香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の修理業と船用機関の間はカンマとなっておりますが、これが読点に変わります。

再び「日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて」をご覧ください。

「3 日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイント」にありますように、適用対象業種の範囲を変更するものでない場合は、金額の改正の申出の際は、現在の件名どおりカンマで申出をしていただき、決定の際に件名をカンマから読点に変えることとなりますので、これにつきましても申出をされる団体にお知らせいただきますようお願いいたします。

以上です。

○東会長代理

ありがとうございます。少し細かい改正がありましたけれども、よろしく願いいたします。

続きまして、議題（3）の「令和6年度最低賃金の審議の進め方等について（案）」についての審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい。毎年、その年度の審議を振り返り、申し送るべき事項を取りまとめ、「審議の進め方等」の案として、次年度の審議会へ申し送りをしていただいております。

17ページの資料 No. 5 の「令和6年度最低賃金の審議の進め方等について（案）」こちらをご覧ください。

本年度の「審議の進め方」の内容を修正した箇所は無く、令和5年度と同様の内容でございます。

中央最低賃金審議会での目安審議の時期等については、不透明なところもございますけれども、次年度の審議に当たりましても、現時点では従前のおりご審議をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

念のため読み上げて説明に代えさせていただきます。

○賃金主任

「令和6年度最低賃金の審議の進め方等について（案）」

1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。

この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。

- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後5時15分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については、令和6年10月1日を努力目標とする。

3 特定最低賃金について

昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

- (1) 令和6年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金については、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。
- (2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹的労働者の範囲については現行どおりとする。

- (3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、令和6年12月15日を努力目標とする。

- (4) 令和7年度の申出については、令和6年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

以上でございます。

○東会長代理

はい、ありがとうございます。

ただいまご説明いただきました「令和6年度最低賃金の審議の進め方等について（案）の1の（3）」でございます、「業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとされておりますが、この実地視察について、事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

はい。これまでの実地視察につきましては、特定最低賃金の4業種を実施しておりまして、令和5年度につきましては船舶を実施しました。

次年度につきましても実施することとし、電子・電気で実施することではいかがか、お諮りしたいと思います。

また、実施時期につきましては、今年度と同様に香川県最低賃金の審議と特定最低賃金の審議の間の9月でよろしいでしょうか。ご意見をお伺いできればと思います。

○東会長代理

それでは実地視察を含めて、ご意見をお願いいたします。

いかがでしょう。

よろしいですか。

（各委員より「ありません」の声あり。）

○東会長代理

ありがとうございます。ただいまご審議いただきました内容をもって、成案とし、次年度の審議会へ申し送ることといたします。

その際、実地視察につきましても、今の意見等を次年度の審議会に申し送ることといたします。

それでは、次に議題（４）の「その他」に移ります。

事務局で、何かありますか。

○賃金室長

19 ページの資料 No. 6 でございますけれども、「昭和 61 年 2 月 14 日、現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について（答申）」、こちらの資料をお配りしております。

これは先ほどの 17 ページの資料 No. 5 の令和 6 年度最低賃金の審議の進め方等について（案）の 3 の特定最低賃金についての冒頭に示されているものでございます。

特に 22 ページでございますけれども、22 ページの下の段で別添とありまして「新産業別最低賃金の運用方針」というのがありますけれども、こちらをご確認いただければと思います。

続きまして、29 ページの資料 No. 8 でございますけれども、こちらの資料は「令和 6 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表」でございます。

資料 No. 8 は地域別最低賃金の場合ということでございます。

先ほど努力目標ということで 10 月 1 日発効ということでございますけれども、10 月 1 日火曜日に発効させる場合には、黄色でマーキングしておりますけれども 8 月 5 日月曜日までに答申をいただく必要がございます。

仮に 8 月 5 日答申ということになりますと最短では 9 月 29 日発効となりますが、これは法定発効ということで、10 月 1 日に発効とするということであれば、10 月 1 日の指定日発効ということで公示文を作成するということになってまいります。

続きまして、特定最低賃金についてですが、33 ページ資料 No. 9 で、特定（産業別）最低賃金の場合ということでございます。

先ほど次年度の案のところでご説明しました12月15日発効を努力目標とするということで、12月15日発効を目指すとした場合には、35ページをご覧いただきたいのですが、黄色でマーキングをしております10月16日水曜日、この日までに答申をいただく必要があるということでございます。8月5日であったり、10月16日が山場になってくるということで、例年どおり委員の皆様のご都合をお伺いした上で審議会の日程等決定をさせていただくということになります。特に地域別最低賃金につきましては、10月1日発効であれば8月5日がリミットということになりますので、最終この日までにはなんとか専門部会の4回目を開催するという方向で日程を決めていきたいと考えております。

37ページ、資料No.10をご覧ください。

12月に開催いたしました第6回審議会の時にも同様の資料をお配りしております。今回は本日の本審ところで開催日を追加しているという内容となっております。

令和5年度も船舶は専門部会を4回開催することになりまして、予備日を設定しておりましたので、この予備日で対応いたしました。

次年度におきましても予備日を設けることにより、予定変更等に対応したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○東会長代理

ただいまの事務局からご説明について、何かご不明点とかございますでしょうか。

(各委員より「ありません」の声あり。)

○東会長代理

それでは、事務局の方から他に何かございますでしょうか。

○賃金室長

審議会に提出いたします資料についてですけれども、基本的には今年度提出させていただいた資料というものは、提出させていただく予定としております。

ただ資料の廃止、この資料はいらないのではないかとか、こういった資料を追加して欲しいというようなご意見がもしございましたら賜りたいと考えております。いかがでしょうか。

○東会長代理

いかがでしょうか。資料等についてご意見等はございますでしょうか。

○立石委員

できましたら中央の審議会で使用された資料については、できる限りこの場でも出してもらいたいです。

中央の資料もそうですし、今年度資料ではないんですけれども、中央審議会の会長代理ですかね、ビデオを流しましたけれども、そういったものがもし次年度もあれば、中央で何を考えているのか非常に重要なので、この審議会においてもそういったビデオメッセージのようなものがあれば要望したいなと思っております。

○賃金室長

はい。可能な限り対応したいと考えております。

○東会長代理

今年度最後の審議会になりますが、他に何かご意見等はございますでしょうか。

(各委員より「ありません」の声あり。)

○東会長代理

事務局の方、よろしいですか。

○賃金室長

審議会が終わりましたら、お伝えしたいことがございますので、委員の皆様は終了後もそのままお残りいただきますようお願いいたします。

それでは、最後に栗尾香川労働局長よりご挨拶を申し上げます。

○栗尾香川労働局長

本日は、今年度最後の審議会ということでございます。委員の皆様におかれましては、この1年間、香川県最低賃金及び3業種の特定最賃につきましても真摯にご議論いただき、本当にありがとうございました。

今年度におきましては、中央の審議会で40円という高い引き上げの目安が示されて、例年に増して難しいご審議をいただいたかというふうに思います。

慎重にご審議をいただき、労使代表委員のご理解とご協力並びに公益代表のご尽力によりまして、最低賃金の改定を取りまとめたところでございます。改めて感謝を申し上げます。

また、本日は次年度の審議の方法などについてご確認いただくとともに、特定最賃につきまして、労働者側からの意向表明がなされたところでございます。次年度におきましても、引き続き円滑な審議が行われますようお願いを申し上げます。1年間本当にありがとうございました。

○東会長代理

ありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして今年度最後の第7回香川地方最低賃金審議会を閉会いたします。

どうもお疲れ様です。

ありがとうございました。

――了――